

■令和5年度に資格を取得しました。今回の補助の対象になりますか？

今回の補助金は、令和7年度から創設された制度であるため、令和7年度以降に開始した研修及び資格取得等にかかる経費が対象となります。

■補助金の対象となる研修とは、どのような研修ですか？

補助金の対象となる研修等は、以下のとおりです。

《研修》

- ・ 介護職員初任者研修
- ・ 介護福祉士実務者研修
- ・ 介護支援専門員専門研修Ⅰ
- ・ 介護支援専門員専門研修Ⅱ
- ・ 介護支援専門員更新研修（前期）
- ・ 介護支援専門員更新研修（後期）
- ・ 介護支援専門員更新研修（未経験者向け）
- ・ 介護支援専門員（再研修）
- ・ 相談支援従事者初任者研修
- ・ 相談支援従事者現任者研修

《資格取得》

- ・ 介護福祉士
- ・ 介護支援専門員

■どのような経費が補助金の対象になりますか？

各種研修については、研修の受講料及び教材費が対象となります。

また資格取得については、介護福祉士及び介護支援専門員実務研修受講試験を受けるにあたって受講した講座の受講料、模擬試験の費用及び受験手数料が対象となります。

■入学金、収入印紙、受験会場までの交通費も補助対象になりますか？

対象外です。補助対象経費は、研修及び受験に直接要した経費となります。

■補助金の受取は、前払いですか？後払いですか？

補助金の申請は、研修や試験が終了した年度に申請していただくことになります。いったん経費をご自身で負担していただく必要がありますので、後払いになります。領収書等を保管のうえ、研修及び試験終了後に申請してください。

■申請の期限はありますか？

「交付要件を満たした日」から起算して1年以内に行う必要があります。

■「交付要件を満たした日」とは、具体的にどの時点でしょうか？

各種研修を受講された方については、研修の修了証明書に記載されている修了年月日が「交付要件を満たした日」となります。

また、介護福祉士又は介護支援専門員の資格取得をされた方については、介護福祉士登録証の登録年月日、介護支援専門員証の交付年月日が「交付要件を満たした日」となります。

■ハローワークの給付金など、他制度との併給は可能ですか？

国、都道府県及び本市以外の市区町村等から助成を受ける場合は、当該助成額を控除して、さらに本人負担額がある場合は、本人負担額の1/2の額を補助することとしております。

※ただし、社会福祉法人福岡県社会福祉協議会が実施する貸付等については、本市の補助制度との併給ができない場合があります。詳しくはお尋ねください。

■市内の事業所に就職してからまだ1か月しか経っていません。勤務実績が短くても申請できますか？（1年以上、〇か月以上などの勤務実績が必要なのか）

勤務期間の要件はありませんので、1か月未満の勤務実績であっても申請できます。

■資格だけとりたい場合は申請できますか？（勤務が絶対条件なのか）

市内の事業所等で勤務していない方は対象外です。

■非常勤であっても対象になりますか？

対象になります。

■申請は事業所経由と書いてありますが、個人で申請することも可能ですか？

各事業所で取りまとめて申請いただくことを想定しておりますが、個人でも申請可能です。

■外国人でも申請できますか？

市内事業所に勤務し、補助対象としている研修を修了又は試験に合格した場合は、国籍を問わず、補助対象となります。

■申請はオンラインで可能ですか？市役所に行かないといけないですか？

オンラインでも来庁でも申請受付できます。

オンラインの場合・・・<https://logoform.jp/form/Cu6n/988904>



来庁される場合・・・時間：平日の８時半～１７時まで

場所：市役所 本庁舎１階 福祉課（総務企画担当）

■試験を受験して、不合格だった場合も申請できますか？

当該補助金の申請時に必要な書類として、介護福祉士の方は介護福祉士登録証の写しを、介護支援専門員の方は介護支援専門員証の写しを提出していただくことを想定しておりますので、残念ながら、上記書類が揃わない場合は対象となりません。

■介護福祉士の資格取得時に本制度の補助金を受け、その後、介護支援専門員実務研修受講試験を受けた場合、補助金申請をすることは可能ですか？

介護福祉士と介護支援専門員の資格は別種ですので、それぞれ申請していただくことができます。ただし同研修・同資格につき申請できる回数は一人1回までです。